

第3回いわての森林づくり県民税事業評価委員会会議録

(及川林業振興課振興担当課長) それでは、ご案内のお時間よりも5分ほど早いのですが、皆様おそろいですので、ただいまから平成29年度第3回いわての森林づくり県民税事業評価委員会を開催いたします。委員の皆様にはご多用のところご出席いただき、まことにありがとうございます。

本日は吉野委員が所用のため欠席でございますが、開会時点におきまして委員10名中9名の委員に出席いただいております。本委員会の設置要綱第6条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告いたします。

本日はお手元の次第3ページ目の出席者名簿のとおり、事務局の職員及び現地機関の担当者が出席しておりますが、時間の都合上、紹介を割愛させていただきます。

それでは、会議を進めさせていただきます。今回の委員会は、次第にありますとおり、(1)、いわて環境の森整備事業の施工地審査について、(2)、ナラ林健全化促進事業(いわて環境の森整備事業)の対象拡充について、(3)、いわて環境の森整備事業に係る地域説明会の結果についてを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以降の進行は岡田委員長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

(岡田秀二委員長) それでは、早速ですが、結構な枚数の資料がありますので、始めさせていただきます。

(1)です。施工地審査についてでございます。ご提案をお願いします。

(木戸口林業振興課主任主査) 【資料No.1に基づき説明】

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。大変多くの提案があったのですが、1カ所当たり30秒以内でしたね。時間は20分、ほぼ。すばらしい提案でした。それに惑わされていると質疑ができないので、どなたでも結構です。質問、意見をお願いいたします。

はい、どうぞ。

(小山田四一委員) 一刻も早くこれを施工してほしいというのが希望です。

それで、1つだけ聞いておきたい。今後こういうことのないようにしてほしいと思うのは、13ページ、15ページ、17ページ、同じ写真が使われている、これ。

(木戸口林業振興課主任主査) すみません、こちら全部同じ事業体からの申請になっておりまして、ちょっと精査がきちんとされていなくて申しわけなかったのですが、まず13ページ、葛巻町葛巻第51地割字安孫の写真は正しいものだそうです。17ページの写真が間違っておりまして、今盛岡のほうの担当の者が事務所のほうに駆け付けておりまし

て、写真を終わるまでにコピーして持ってきてくれるということになっておりましたので、ちょっとここは後ほどまた正しいものをお見せしながらご審議いただきたいと考えております。

(小山田四一委員) 同じく3枚やっている写真のほう、13ページの左、それから15ページの右、そして17ページの左、これ同じ写真。

(木戸口林業振興課主任主査) 13ページ……、そうですね、この3施工地の分、写真も何枚かもらっていますので、それを持ってきてもらうようお願いしたいと思います。

(岡田秀二委員長) そのほかいかがですか。
はい、どうぞ。

(若生和江委員) 申請については、どれもよろしいと思いますということで進めていただきたいと思います。

今回沿岸のほうで面積がかなり大きいところの申請がかなりたくさんありまして、やっぱり森林整備の必要性はみんなすごく感じているけれども、漁業のほうでいっぱいいいいで、森林のほうの整備まで手が回らないという状況が地域全体そういう状況であるのかなというところが調書のほうから見えたように思います。いろいろ地球温暖化の関係で魚の種類も変わってきたりという、それ以外のところでも大変な状況がある中で、森林整備して幾らでも海の状況をよくしておくというのはすごく大事なことであると思いますので、今回面積が大きいというところで地域的な取り組まなければならない課題というのが全体にあるのではないかなというところと、そういうところで今までにやったところを見て、新たな申請というのがどんどんふえてきておりますので、やっぱりそういうところを大事にして声かけとかもさらに進めていって、自力でできないという部分を何とかサポートしていけばいいのかなと思いました。そういう中で、その森林を今度はどういう形で整備を続けていけるのだろうかというところも、今後ちょっと考えていかないといけないのかというところも感じましたし、今回ほかの事例でも相続したものの森林整備はできかねる状態というのがぼつぼつと見えてきているので、やっぱりこの事業をした後、誰が続けてこの森を整備していくのか、どういう形でやっていったらつなげるのかというところをあわせて考えていきたいなと思いました。

以上です。

(岡田秀二委員長) ありがとうございました。
そのほか。はい、どうぞ。

(安原昌佑委員) 申し込みについてですけれども、理由の中で、これに申し込むために近所の人から聞いたとか、そういうことが何件かありまして、やっぱり聞かないとできないことだし、知らないでいる人が潜在的にやりたいという人も結構いるなというふうな気もしております。そういうことで、この近所の人から聞いたという件数がどういう人数になっているかわからないけれども、こういうことを自主的に申請することがうんとふえるような何か方策というのか、何か考えてみれば以後のこういう活動にも役に立つのではないかなという気がいたしました。

(岡田秀二委員長) 今の件はどうですか、ちょっとコメントいただきますか。

(三上林業振興課主査) 広報を担当させていただいております林業振興課、三上でございます。

これまでもテレビコマーシャルでありますとか、市町村広報、いろんなツール等を使いまして、広報のほうを実施してまいっているわけですけれども、今後とも、若干それに関して幾らかでも効果が出てきたのかなという気はしておりますけれども、委員ご指摘のとおりまだまだPR不足というところもありますので、こういった事例をさらに広げていけるような形で今後の広報を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

そのほかいかがですか。はい、どうぞ。

(佐藤誠司委員) 先ほども広い面積という話が出てきたのですけれども、47ページ、49ページ、個人1人で80ヘクタール以上もお持ちということの調書を見て、果たして本当に経済的に余裕がないのか。一般的に考えると何かすごい、80ヘクタールというともうすごい土地持ち、山持ちということで、その土地の名士さんみたいな感じに思えるのですけれども、そういったことはないでしょうか。

(岡田秀二委員長) 名前はさておいてもどういう性格で、これまでどうだったのかというところを含めて、いかがですか。これは宮古の担当は来てないの。

(畠山宮古農林振興センター林務室技師) 宮古農林振興センター林務室の畠山と申します。

所有者の事情についてなのですけれども、申請を上げてきたのが森林組合さんで、森林組合の参事さんと仲がよくて、こういう事業があると聞いて申請したという話は聞いていますけれども、本当に経済的に余裕がないのかとか、そういったことについては聞いて

ていないということと、あとこの方は申請を初めてやった方なので、経済のこと、経済状況についてはわからないですけれども、済みません、答えになっていないと思うのですけれども、知っていることは以上です。

(佐藤誠司委員) それであれば、この調書は信用できないということになりますよ。聞いてもいないのに、「経済的にも余裕がないため」と書いているじゃないですか、これは一体どういうことなのですか。

(畠山宮古農林振興センター林務室技師) 森林組合の担当者様がそう聞いて、この調書を作成したという状況ですので、組合の方から私たちのほうで経済状況については聞いていませんけれども、組合の方には話している可能性がありますので、そうですね、はい。以上です。

(岡田秀二委員長) 今のような仕事のやり方で疑問を感じていませんか。

(畠山宮古農林振興センター林務室技師) 私たちのほうで調書を受け取りまして、現地の山の状況を見に行くということはしていたのですけれども、所有者さんに会う時間の余裕が今回ありませんでしたので、今後はちゃんとそういったところも確認していこうと思います。

(及川林業振興課振興担当課長) 私からよろしいでしょうか。

(岡田秀二委員長)

はい。

(及川林業振興課振興担当課長) 昨年度まで宮古にいましたので、そこら辺の事情を説明させていただきたいと思います。

基本的には事業の申請主体の情報をもとに調書は作成するわけですが、県の担当者としても当然そこは確認することにしてございます。この書かれている内容につきましては、そのとおりだと思いますので、改めて確認をさせていただきます。

(佐藤誠司委員) いずれ個人情報にもつながるということで、微妙な問題ではあると思いますが、先ほどのご担当者の回答だと、全然聞いてもいないのにこの調書に経済的にも余裕がないためと書いてあるというふうに我々は判断してしまいますので、そのあたり書き方とか表現については、やはり気をつけていただかないと、というふうに思いました。

以上です。

(及川林業振興課振興担当課長) 早急に対応させていただきます。

(岡田秀二委員長) 大きい、小さいがこういうところにつながるのですが、やっぱり1ヘクタール当たり何十万円という、いわば県民の税ではなく、条例に基づく先鋭的なこのお金なわけで、それも申請者、事業の実行者は確かに森林組合だけれども、10分の10ということで、県が間違いなく全ての責任を負うというこの事業の建て付けですから、だからこの第三者の機関がしっかりと審査をするという、こういう役割を負っているわけで、今のような発言が出てくると、多分審査委員は自信持ってオーケー出せませんよね、事実としては。

はい、どうぞ。

(大畑林業振興課総括課長) ただいま委員長ご指摘のとおり、私たち調書をお出しして、委員の皆様には審査をいただいている立場でございます。それをきちっと裏づけをとって、皆さんに自信を持ってご説明できるようにということが基本だと思っております。裏づけとる部分、若干甘い部分があったかなというふうに思っております。振興局で担当する職員あるいは私ども、それを受け取って審査する側もきちっと注意をして今後やってまいりますというふうに思っております。どうも申しわけございませんでした。

(岡田秀二委員長) それにしてもあれだね、要するにこのような大きな人であれば、きちっと整備あるいは手を入れてくるという経過があれば、それなりにお金にできるというね、そういうことも十分これあり得ると思いますから、この間の、例えば森林組合を通じてなのかもしれないけれども、普及指導事業も含めて本当にきちっとその中身を行ってきたかどうかという、ここも同時にやっぱり検証しないとなかなか、この場は皆さん優しい委員だし、顔を見ても皆さん余り厳しいこと言わないよというような、そういう表情も出ているのですけれども、これ場所によってこういうことがきちとなされると、多分この県民税事業自体が瓦解するでしょうね。だから、そこに対する姿勢というか、構えがやっぱり相当にまずいなということを自覚しないことには大変ですね。

そのほかいかがですか。

はい、どうぞ。

(吉田敏恵委員) 今回大分面積が広い状態を出していただけたので、本当に施工していただきたいと思うのですけれども、ということは労務にかかわる人たちが少しふえてきたとかという何か好転の兆しがあったのか。前はなかなかそういう労働する人たちが足りなくて面積がとれないというような話も聞いてきたのですけれども、ただやっぱりどうしても全国的には水害が多かったりとか、あとそれから県内もまた派遣の労働者がどんどん

戻ってしまったりとか、いろんなのを新聞などで聞くと、余り好転しているにも見えないのですけれども、でもやっぱりこれだけの面積をとということであれば、その辺の労務の環境が改善になってきたのかなというのを少し状況なり、説明してもらおうとありがたいなと思います。

(大畑林業振興課総括課長) 林業振興課の大畑と申します。昨年度、その前の年ですか、900ヘクタールちょっと、それから昨年度が700ヘクタールちょっとということで1,000ヘクタールを割る時期が2年間続きました。これは、特に沿岸地域での復興道路ですとか高台移転、そういった形での伐採作業ということが要因だというふうに考えてきております。今回沿岸地域でまとまったところが出てきているというところ、すみません、その背景もう少し調べてみないとあれなのですけれども、これまでそういった伐採作業のほうに人手をとられた部分で手をつけられてこなかった部分に若干手をつけられる余裕が出てきた部分もあるのかなというふうに想像はしてございます。その辺もう少し、すみません、現地のほうから話を聞いたりして、その点については今後ちょっと整理をさせていただきたいというふうに思いますが、今の時点で考えられるのは、そういった今まで保留していた部分に手をつけられるような状況にもなってきたのかなというふうには思っています。

それから、施工地確保について、なかなか森林組合さん、その他民間の事業者さんというところで人手確保が難しいというところもあって、森林組合さんのほうには労務調整どうですかというようなお話も提案はさせていただいておりますが、組合同士で労務調整するというのもなかなか難しいような話も聞いたりはしてございますので、この点についてはもう少し森林組合の話を聞きながら取り組んでいきたいなというふうに思っていますし、あともう一つ、今森林組合以外に、例えば国有林での素材生産を中心にやっている組合さんもございますので、例えばそういった方々に県民税事業に入ってきていただけないのか、あるいは森林組合の労務という形でご協力をいただけないのかというようなこともちょっと考えたりはしてございます。そういったことを引き続き調整しながら労務の確保を進めるなり、あるいは施工地に事業者が入っていけるように県としても努力はしてまいりたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

(岡田秀二委員長) そのほか。はい、どうぞ。

(若生和江委員) 先ほど来ちょっと確認が必要となっていた2つの施工地について、確認したうえで、確かに経済的に余裕がなくて手をかけられずにいたのだということがわかったら承認ということで、その確認をしたうえでの承認とするとか、ここで少し委員としてどうしますかという話をまとめていただくといいのかと思うのですが。

(岡田秀二委員長) その件に議論が行ける状況になったら、そうしましょう。そのほか

のところでしょうか。

はい。

(吉田敏恵委員) 単純に素朴な質問なのですけれども、傾斜が大変ある山とほとんどない、例えば35ページなんかは0度から5度という、ちょっと実感がよくわからないのですけれども、あまり傾斜がきつくない平地みたいなところなのだろうと思うのですけれども、何度以上だと例えば間伐材を転倒したり、移動しないようにきっちりしなければいけないというようなのでしょうか。あまり平地だったら、かえって移動しても、片づけてもらいたいみたいな気持ちにもなったりするのですけれども、平地でもそういう集積をして、間伐材を利用するというほうにも使えないのかなとか、ちょっと素朴に思ったのですけれども、すみません、ちょっと教えてください。

(木戸口林業振興課主任主査) 環境の森整備事業は、基本的に道路もろくに通っていないような山奥で、所有者さんが手をかけられないでいるところというのをやるということが基本でありますので、間伐木はその場に集積するということになっておりますし、傾斜がないところでも大雨がこのごろゲリラ豪雨とか、物すごい大雨とか降っておりますので、そのときに流されないようにきちんと集積して、杭を打ってとめるとか、あとは根元に寄せて、立っている木で転がり落ちないように、水と一緒に流れていかないように抑えるといった意味からきちんと集積するよという指導を事業体のほうにしております。あと、とはいいまして、間伐木の利用につきましてはモデル事業というのがございまして、前回のときにも区界で薪ボイラーに搬出するというので間伐木、伐採した木を搬出して利用するといった取り組みも同時に進めております。あとこちら、事業ではその場に切り捨てと呼んでいるのですけれども、切ったものを搬出しないで、そこに積んでおくのですけれども、その木は所有者さんがもし利用したい、薪にしたいとか、何かに使いたいといったものの利用を妨げるものではなくて、切った木はどうぞ、自由に使ってくださいということにしておりますので、中には軽トラで行って、使えそうなものを積んで帰ってきて、おうちの薪ストーブに使うとか、何かに利用しているといった話も伺っております。

(岡田秀二委員長) 優等生の答案というか、答弁なのですけれども、これはどう見てもちょっとまずいよね、本当はね。この整備の必要性で、集落の上流に位置していて、重要水源だと、そして土流の心配があるからやるのです。これは、田んぼの真ん中のちょっとした立木地なだけだね。

今のような指摘は、本当にきちっと、何か担当の人どうですか、これきょう見えているのであれば、北上だからどこになるのかな、県南の人かな。

(菊池花巻農林振興センター推進員) 花巻振興局の菊池と申します。ここの相去町とい

うところは、確かに周りが田んぼとかなのですけれども、どちらかという田んぼの中に山があったり、単純に田んぼだけという中に水路があるわけではなくて、山と水路、用水路とか、自然の水路とか、そういうのがごちゃごちゃになっているのがこの相去になりました。ましてこの集落の中に、俗に言う5条森林、普通だとこんなのが森林簿にのりのかなというのが入っている地域が相去です。そのために、ここから間伐をするということになりました。

以上です。

(岡田秀二委員長) そのほかどうですか、皆さんから。はい、どうぞ。

(佐藤重昭委員) 保安林が何カ所か今回も入って、治山事業などで実施することは困難である場合ということなのですけれども、本来保安林というのは、先ほど出たとおり、水源何とかの近くのそういう環境を保つとか、あるいは土砂災害を防ぐとかということで、本来どちらかというそっちのほうの予算、保安林の予算というのが何かないのかと、この県民税の事業の予算を使うのももちろんいいのですけれども、本来優先順位とすると、こういう保安林は真っ先に整備しなければいけないものであると思うので、こうやっていつも幾つか入っているのですけれども、私が聞きたいのは治山事業を保安林でやるのにどういうものがあるって、そしてそういうものを所有者の人はどういう形で申請すればもらえるかと。ここで出てくるようなのは、それさえももらえなくてどうしようもない山ということなのでしょうけれども、それは一つ知りたいなという1点。

それから、先ほどからちょっとお話のあるちょっと大きな面積、確かに80、100とかになるともう相当な森林所有者になるのですけれども、私も立場上言うと、やはり60年ぐらい前に全国で一斉にスギとか、ヒノキとか、アカマツとか植えて、今中間伐期とって、50年ぐらいして、収入が入ってくる予定だったわけですが、このとおりの材価が低迷していて、下手に伐出をすると逆に赤字になってしまうというような、ある意味所有していることは、素材生産までやっている人はある程度……、だけれども自分でやれる人はある程度利益出るのですけれども、うちもそうですけれども、ただ持っている森林所有者はもはや経済弱者みたいな、逆に持っていること自体が今リスクになってしまっているというか、だから何もしないでおこうと、そういう人たちを森林組合の皆さんとか、いろんなそういう林業事業体の皆さんが声をかけてこうやって何人か集めたり、まとめて1人がぼんとやるということで、やることに今この県民税に意義があるのではないかというふうに思います。

それで、そういう形で、私としては今後もそういうちょっと大きい面積を持っている方にもどんどん、前回も言ったとおり、どんどんこれをPRして行って、なるべく手入れをしてもらうことが大事だと思います。放っておくと、本来80年ぐらいすると本伐期が来て、そこで本来収入が入ってくるのですけれども、もともと初期投資が大きいのですよ、林業というのは。最初に人夫の人を頼んで植林して、除伐したり、間伐したりして、非常に間

引きしていくというようなやり方だったのですが、それがもうできないので、経済的余裕がないか、あるかというのはまず別にして、多分あってもなくても手入れ、きちっと林業、本来の林業をやっている所有者はほとんどいない、皆無に等しいんだよと思いますので、ここはちょっと皆様のご理解をいただいて、広大な面積を持っているからといって経済的に余裕が必ずしもあるとは言えないと。むしろ負の遺産をもらってしまったというようなイメージで持っている人のほうが多いのではないかなというふうに思っていますので、私はそのところをいつも言うのですけれども、県民税はそういう所有者にとってはありがたいというふうに思っていますので、これからも80というのはすごく大きいですが、50町歩、30町歩でもいいですから、そういうのを持っている人をもっともっとさらにふやして行って、目標の面積達成してもらえればなということで、これは私、所有者の意見と、あと質問としては、さっき言った、ちょっと長くなりましたけれども、保安林、これ以外何かどういう形で申請すれば補助金がもらえるのかと。

以上です。すみません、長くなりました。

(岡田秀二委員長) 後半のところも理解を深める意味で、大変いい意見だったと思います。保安林のところはどなたか説明というか、ありますか。

(木戸口林業振興課主任主査) ちょっと今森林保全課関係の経験がある方からちらっと聞いたところによると、まず第1に予算がない。それから、あと保全対象がしっかりしてないと、やってやれないこともないのでしょうけれども、何ていうのでしょうか、岩手県ではこのところ……。

(阿部林務担当技監) すみません、私のほうから回答させていただきます。

ご案内のとおり、いわゆる治山事業は国から、あるいは県でも予算化をしているところがございますが、今年の台風10号、ことしも台風18号とか県内各地で災害が多発している状況でございます。そのためにどうしてもそういう災害のところを復旧するための治山の堰堤だとか、そういったところを優先せざるを得ないと、そういったことから本来保安林の整備、そういったほうにも予算を回したいところですが、実際のところそういったコンクリートの構造物、それちょっとお金がかかるのですが、そういったものを優先せざるを得ないといったような状況にございまして、保安林の整備のほうまでなかなか予算というか、手が回らないといったような状況にございまして、そういった状況をご理解いただければというふうに思います。

(岡田秀二委員長) それでもこの事業が始まったときは保安林も組み込んでいたのですよね。だけれども、議論をきちっとして、保安林は、今お金の話が出ていましたけれども、本来であれば保安林というのは、それなりの整備のマニュアル的なのがあって、何年生に

はこういう手を入れます、こういう整備をしますという、それをきちっと県あるいは最近ですと首長権限に移っているのが随分ありますから、この森林はこういうふうになっていきますから整備します、あるいはしましょねという、こういう指導だとか、そういうのがなければいけない。あるいはそれがしっかりと出てきた場合には、要整備森林、保安林の整備の対象にしますということで地域の森林計画制度にきちっともう上げていくという仕組みにはなっているのですよ。ところが、それが出てきていないというのが事実で、そういう中の一つとして、急いでこれをやったほうがいい、あるいは所有者がむしろ心配をして、そういう提案をするという場合が多く出てきつつあるというのが事実でしょうね。だから、そういう意味で言うと今日的には市町村の林務担当職員が保安林の整備についてきちっとしなければいけないという、そういう関係をしっかりと見据えることができていないという、そういうことなのですよ。むしろ構造物との関係で言うと、林務行政は保安林をしっかりと整備するのがむしろ本筋です。構造物は補完的な位置づけです、むしろ。だから、保安林をきちっとしなければいけないということなのですけども、事実はいつの間にかお金がかかるところへという、そういうところに認識も移ってきつつあるという、その事実を技監はお持ちだったということですね。

(佐藤重昭委員) ありがとうございます。もう一点ですけれども、環境の森整備事業は県内の、今回38カ所ということで、各地のそういう森林組合とか、林業事業者の仕事もつくっているということで、整備をあまり前向きにやらないような所有者にも、これがあるからということで、そういう意味でもやる価値はあると思います。これだんだんみんなやらなくなってしまうと、そういう技術の伝承とか、スキルとか、そういうのを持ったそういう人たちがいなくなってくると困りますから、震災後の事業もある程度終わって、沿岸のほうも終わってきて、またこっちに内陸に戻りつつある中で、これ環境の森整備事業はそろそろまたふえてくると思うのです、こちらの仕事が。ぜひこれは、そういった意味でもそういう林業事業者、各地域のですね、ぜひ仕事をふやすという、作業班のためにももっと、ちょっとでもどんどん目標の面積になるように頑張っていただければなというふうに思っています。

以上です。意見です。

(岡田秀二委員長) 本来であれば、先ほどの保安林に戻ると、保安林というのは国家が行うところの規制措置ですから、きちっとやらなければいけないという、そういう森林部分なのです。それをやっていないことの問題は行政と所有者の両方にきちっとあるということですね。要するに、固定資産税免除ですから、あるいはそれ以外のさまざまな優遇措置が税制上行われていますから、だからきちっと管理をしない、そして保護する対象があって、保安林ですから。保安林は、その森林が問題ではないのです。何かを保護するためにこういう森林をきちっと維持管理しましょうということですから。だから、保護対象が

どうなるかわかっていないという、そういうことにも通ずるので、これは本当はまずいのです。佐藤さんをご指摘のとおりなのです。だから、そういう意味で、この事業とは全く本来の筋が違うのですよということで外していたわけですから、だからそこはしっかりと現場の行政の担当する者がしっかりと認識をしないと大変まずいですね。

(佐藤重昭委員) 先生おっしゃるとおりで、保安林はメリットはそこなのです。税務的にすごく優遇されているので、本来所有者が、保安林の所有者と行政にやりましょうと逆にそういう形で優先順位的には、本当に最初にやらなければいけないところだと私は思います。その辺のもうちょっと連絡をまず振興局さんあるいは各森林組合、事業体のほうで保安林を持っている人に、これあるよと、本当はこれではなくて、予算がない以上、これを使ってやりましょうと言っていけるような感じのほうがいいのではないかと思います。

以上です。

(岡田秀二委員長) そのほかいかがですか。

それでは、先ほど若生さんから提案があったように、先ほどの番号で、ページでいくと30、40……。47、48、49、このあたりですね。このところ、17—055と17—056、これについての処置というか、提案はありますか、若生さん。

(若生和江委員) 先ほど佐藤委員さんからのお話でもわかるとおり、面積が広いからといって余裕があるとか、そういうことではないということはわかりますし、施策で国のやり方でどんどん植えましようとなったり、牛もどんどんふやましようとか、言うだけ言って、あとはほっぽり放しというので、実際にやった人が苦労しているのがほかのことで見えてはいるので、ただその確認をきちっととっていただいて、上げてくる森林組合とか、事業を上げてくる団体でも確認し、それを受けた振興局さんでも確認し、確かにこういう状況で、必要な状況であるというところの確認をきちっと二重にさせていただいたうえで、必要なところはきちっとどんどん整備をしていくという形がとればいいのかと思いますので、先ほど振興局さん段階でもう一度確認が必要かと思いますがといったところについて、確認をやっぱりっていただいて、それで確かにそうだということであれば進めていく方向でというのが私はいいかと思います。

(岡田秀二委員長) そのほか意見ありますか。はい、どうぞ。

(佐藤誠司委員) 先ほど一般論的というお話ししましたが、どうも貧乏性なので、土地を持っている方はすごいお金持ちなのかなという先入観があるのですが、先ほど佐藤委員からのご説明もあったとおり、そのあたりは十分理解はいたします。

私が言いたいのは、やはり我々にとってこの調書というのはまさに唯一のものなので、

我々の判断とすればこの調書がもとなるので、例えば先ほど小山田委員からご指摘あった写真が同じだとか、先ほど私がしゃべったとおりに経済的にも余裕がないというのを聞いてないというのになぜ書くのかとか、そこはやっぱり同じ作業なので、当然コピー・アンド・ペーストも出てくるでしょう。けれども、そこは細心の注意を払って、やはり調書はつくっていただきたいなということです。特にも先ほどの47、49は、ほぼほぼというか、必要性についてはまずコピー・アンド・ペーストで、若干の違いは特記事項の面積の割合だけが違って、あとは全部、ヘクタールは違うのですけれども、あとは同じということで、だめだとは言っていないけれども、いずれ例えば経済的にも余裕がないというふうに書いたなら、例えばこういった場合に、では本当に裏づけがあるのかどうか、詳しくは聞きませんが、いずれそういった部分で調書も我々の唯一の判断材料ということをご理解をいただいて、細心の注意を払っていただけてつくっていただきたいなというふうに思った次第です。

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

それでは、皆さんの意見を受けて、私から提案したいと思います。事業の申請は森林組合だったり、それ以外の事業体だったりしますが、必ず県もやっぱりみずからがしっかりと現地を確認すると、きょう担当の人が出席をいただいていますから、この現場は残念ながら確認していなかったというのは、中にはこれ以外にもたくさんあると思います。それらは早急に確認をいただく、そして間違いないということをしかりと自信を持って再度この提案が我々にとって審査の対象になるという、そこをしかりといただいたうえで、そのうえで審査委員はきょう審査をするということにしたいというふうに思います。

時間軸がちょっと前後しますが、せっかくの審査会ですから、もし今のようなことで確認を再度していただいて、その旨、各委員に報告をいただくということを前提に今回申請の分について、この事業として採択をするということによろしゅうございますか。

「はい」の声

(岡田秀二委員長) 先ほど佐藤委員からあったとおりで、写真が同じ議題の中で使い回しされるなんていうのは言語道断。

それでは、ちょっと手戻りましたが、続いてアカマツの広葉樹林化の問題についてですね、これについてご提案ください。

(丸山森林整備課主任主査) 【資料No.1 - 2に基づき説明】

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

ただいま提案ありましたアカマツ林の広葉樹林化、これについての事業採択についての

件でございます。ご質問、ご意見あればいただきたいと思います。本事業の中にこの種の事業を入れていこうということについては、前の期の後半の段階で多くの議論をしながら、事業として認めていただいている件でございます。今期になってからは、初めてのケースということです。ご質問、ご意見あればいただきたいと思います。

はい。

(國崎貴嗣委員) 森林の現況というところでのアカマツの単層林と言っているのは、要するに人工林だということですか、これは。下層に灌木が生育しているというのを研究関係の人間が聞くと、それは単層林ではないというふうに思うので、いわゆる行政用語としての育成単層林、すなわちほぼ人工林ということで、ここで言っているのは、要するに人工林が対象であるという意味で理解すればよろしいのでしょうか。

(丸山森林整備課主任主査) そのとおりで、補助対象としてのいわゆる人工林という意味です。この対象エリアは、全てアカマツ人工林で、植栽後、放置された状況になっております。

(岡田秀二委員長) そのほかいかがですか。これ事業主体は市町村ですが、事業の実施団体ないしは事業体、これについては町村で何がしかの枠組み、採択を申請があった場合、あるいはお願いをする場合の枠組みを持っているのか、県としての指導もきちっと入るのか、このあたりはどうですか。

(丸山森林整備課主任主査) 実施主体は平泉町さんで、指名競争入札等により実際に施工していただく業者さんを決定することになるものというふうに考えております。

(岡田秀二委員長) そのほかいかがですか。

「なし」の声

(岡田秀二委員長) それでは、皆さんの意見を問うていいですかね。本ただいま提案あったアカマツ林の広葉樹林化1件ですが、本事業として採択するということによろしゅうございますか。

「はい」の声

(岡田秀二委員長) ありがとうございました。

それでは、続きまして大きな2番目に移ってよろしいですか。ナラ林健全化促進事業、

これの対象の拡大についての提案でございます。提案をお願いいたします。

(丸山森林整備課主任主査) 【資料No.2に基づき説明】

(岡田秀二委員長) はい、ありがとうございました。主要な内容は、資料ナンバー2の2、この表で、なおかつこの下線で引いてあるこの部分が主要な内容ですが、それに伴ってただいまのシカのところですか、当然のようにこういうことも配慮してということの提案でございます。ご質問あればいただきます。

これ、アカマツについてもここでの議論というのは、やはり駆除はある意味では国の事業でも行っているし、むしろ予防とか、あらかじめということを県のレベル、市町村のレベルとして大事にすべきだということが繰り返し議論がなされてきたかなと、そう思いますね。そういう趣旨からいっても、おかしい提案ではありませんし、事実を踏まえて2キロの予防的な範囲対象ではいかにもこの要望になっていなかったということですよ。

はい、どうぞ。

(佐藤誠司委員) 素人で恐縮なのですが、シカ以外には食害というのはないのですか、ナラについては、よくわからないのですけれども。

(丸山森林整備課主任主査) 岩手県において、造林木ですとか、林業被害に関しましては、一番多いのはやっぱりシカという形になります。

(佐藤誠司委員) 多いのとはいうことは、ほかにもやっぱり食べるものがある。

(丸山森林整備課主任主査) あとは、例えばウサギですとか、ネズミといったものが、近年は被害量と言えるものはほとんど正直ないのですけれども、拡大造林が盛んに行われていた時代ですと苗木をかみ切られたりとか、そういったような被害はありました。

(佐藤誠司委員) それが、シカ。

(丸山森林整備課主任主査) シカ以外にネズミですとか、ウサギですとか、あとは地域によって偏在してはいるのですけれども、シカと近いところでカモシカの被害もあります。数量としては、シカに比べるとかなり少ないというか、取り立てて対策をこの事業でやるほどの被害というふうにはなってございません。

(岡田秀二委員長) ちなみに、こうした予防措置の補助金対応、これは他県でもあるのですか。

(丸山森林整備課主任主査) 隣の秋田県でも、こういった利用に対する利用を促すための補助というのをやっております。

(岡田秀二委員長) その対象範囲はやっぱり30キロと。

(丸山森林整備課主任主査) 秋田県での対象範囲というのは、30キロというふうな数字はちょっと確認していないのですけれども。

(岡田秀二委員長) はい、どうぞ。

(國崎貴嗣委員) 特に三陸の沿岸のほうとかというのは、実際飛び地的に発見された場所とかもあるので、なので細かいナラ枯れの分布拡大のメカニズムがまだ詳細にわかっていない部分もあるのですよね。飛び地的に何でこんなところで発生したのだろうかというようなものもあるので、予防ということからいえば、やっぱり平成28年度のような数値を参考にかなり広域で切ることができるようにすることは妥当だと思いますし、あと実際先ほどのご説明の中にもあったかと思いますが、隣の秋田県と岩手県でぐっと伸びている、被害量がですね。というような状態になっているので、秋田県側から入ってくるという部分も多分あることを考えると、このような形でちょっと広域的に、予防的に切れる、特にある程度太くなったナラが多いところを切っていくということは、ナラ枯れの被害の分布拡大を少しでも抑えていくといううえでは妥当なのではないかなというふうには思います。

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

それでは、ほかによろしいですか。ちょっと気になるとすれば、この拡充案の対象範囲のところ、前年及び当年の被害地点から半径30キロ、この「及び」の意味がちょっとぴんと来ないかな、前年あるいは当年。当年度のほうが被害はさらに上に行くわけか、進むわけだから、どちらかでもいいんだよね、これ。

(大畑林業振興課総括課長) または。

(岡田秀二委員長) 「または」でもいいしね。

(大畑林業振興課総括課長) 文言の使い方とすれば「または」が適切かとは思いますが。

(岡田秀二委員長) そうですね、「及び」ではないね、いずれ。

ここだけはちょっと修正の上で提案をいたします。この事業も、本事業の枠組みとして持っているわけですが、その対象の拡充について提案のとおりで皆さんご理解いただけますか。

「はい」の声

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

それでは、続きまして3番目でございます。この事業の地域説明会が行われたようでございます。その結果についてでございます。ご提案をお願いします。

(木戸口林業振興課主任主査) 【資料No.3に基づき説明】

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。何かご質問、ご意見ありませんでしょうか。よろしいですか。

はい、どうぞ。

(若生和江委員) このごろ相続した方についての記述が多くなっているなというのを、ここに上げられていた協定期間のところに上げてあるところでも共通の課題を感じました。このことに関して、森林を持っている人の年齢がどんどん、どんどん高くなっているの、協定期間のところとか、森林としてある程度の年数が必要であるということとか、そこを確認しつつ、今の状況に対してはどう対処していけばいいのかというのをやっぱり時々考えていく必要があるのではないかなと思いますので、この委員会の中でもこの件に関しては継続して私たちも勉強しつつ、方向性を出していければいいのではないかなと思いました。

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。これはあれだね、若生さんから先ほどもこの事業を一回やった、その後、どういう取り扱いなり、どういう政策的ケアをしていくのかというこの問題も含めて考えてほしいということがあったので、一番最後に技監から、この対応についてちょっと方針めいたことを示していただければ、きょうの段階はいいかなと、そう思います。そのほかいかがですか、質問、意見。

はい。

(國崎貴嗣委員) (3) 番の採択基準の中に出てきている林齢の上下への拡大を要望するというのは、わかるような気もするのですが、現在のただし書きで「環境保全上必要であれば」というところをうまく利用していけば、別に60年生以上のものとか、あるいは3齢級のもの、若齢林を整備するということは可能なので、これはどういう意味なのかなと

いう、若齢林というのを3齢級のことを指しているのか、それとももっと若いところの下刈りもさせろという話なのか、でもそうなってくると、それは全然意味が違うのではないかと思うので、ここで言っている若齢林も実施可能とすべきではないかというのは、現行のただし書きでは、なおかつ何かハードルが高くてというような意味なのか、ちょっとこのところがよくわからないというのが正直思いましたということで、ただし書きではだめなのかというのを感じたということと、あともう一つ、きょうの議題1のときにもずっと思っていたのですけれども、私もたびたび施工地の調書の文言とか、表現とか、写真とかについていろいろと意見を申し上げることが多いので、言っていることがちょっと違うのではないかというふうに思われるかもしれないのですけれども、ちょっとこれ文言がおかしいのではないですかとかということはずっと前から、少なくとも第2期の期間のころからたびたび言ってきたけれども、でもやっぱり同じような調書が出てくるということは、やっぱりもうちょっとこのシステムというか、調書を使っていろいろ審査するというのはこれからもそれでやらざるを得ないと思うのですけれども、それにしても例えば現場の方あるいはそういうチェックする振興局とか、あるいは林業振興課の方々が忙し過ぎて、もうちょっとうまくそういうチェックができていない。要するに、手段が実態に合っていないというようなことになっているのではないかなというふうに感じるところがあるので、できるだけ質を落とさないようにしながらも、もうちょっと簡素に申請書のようなものあるいは申請、あるいはそういうふうな何か情報を出せるような形で組みかえられないのかという、どんなにいろいろ徹底しますというふうにおっしゃっても、多分実態としてはそれはなかなか難しいというのが本音だと思うということはあるのではないかというのをやっぱりきょう特に今回それがかなり顕在化したと思うのですけれども、感じるころなので、それはきっと申請する側の林業事業体の方々もなかなか、あの書類つくらなければいけないのは面倒くさいんだよなというところがあるのではないかな。でも、それで申請されないのであればあまり意味がないということになるので、何かそのところでうまく仕組み、作業量を減らしながら、でも余り情報量を落とさずにというようなことができないのかというように、要するにそれぞれの形式、書式がばらばらでも最低限こういう情報を盛り込んでおいてねというようにぐらいいい、何かそれで申請の手続が簡略化できないのかというようにところを検討していったほうがいいのかというのをこのきょうの議題1ですとか、この資料ナンバー3を見ていて感じたところです。

なので、質問というか、感触として何かコメントいただければありがたいのですが、若齢林とか、あるいは12齢級以上のところがただし書きでは何かハードルが高いというふうに感じられるところがあるのかというところをちょっと教えていただければということをお願いします。

(大畑林業振興課総括課長) 若齢林という意味は、3齢級であればただし書きで言えるのですけれども、たしか久慈だったと思うのですけれども、2齢級でもいいのではないかな

というお話をいただいたものであります。そういう意味で、ただし書きでは読めない部分も対象にすることも考えてはどうかというお話であります。

それから、審査の質を落とさず、かつ申請なり、私どもの調書作成といった判断の部分の作業量をどう軽減するかという部分であります。今お話を聞きながら、確かに私たちも相当の事務量をこれに費やしている部分もございますし、当然森林組合等の申請自体が皆さんにもそれなりの負担をかけている部分はあるかなというふうには思っております。ちょっとこれから先、今この場で明確にどうすれば軽減できるというのは、ちょっとお答えできかねる部分はあるのですけれども、例えば今ほとんどエクセルでやっていますので、フォーマットをつくって簡単に入力するなり、選択さえすれば調書、申請書がぽんと出てくる仕組みを考えると、何かそういったことをやりつつ、申請の手間を省いてなるべく、例えば振興局の現地機関でも、現地を見れる時間をつくるとか、そういったところをやれるようにちょっと工夫、考えてみたいなというふうには思います。

すみません、答えになっていなくて申しわけないのですが、そういったことは考えていきたいと思えます。

(佐藤誠司委員) 今回の調書の件に関して、実は私は以前にもご提案を申し上げたのですが、けれども、調書の中の下段の部分、施工地選定基準との照合審査、この欄はもう要らないのではないかなというふうに前ご提案を申し上げました。結局は、これもうほとんど決まっていますので、例えばここに必要性な、理由をもう箇条書きにして、例えば高齢であること、あるいは経済的に厳しいこととか、ここにその理由を羅列してしまっ、そこに丸印をすると。これを上のほうに出して、移動して、下のほうにはまさに所感ですね、その現場担当者あるいは県の担当者の所感を見て、それを書いてもらえばそれで十分でないのかなと。以前、前から私がお話ししている施工地選定基準との照合審査、この欄は絶対無駄だよという話はしておりましたので、そこら辺うまく有効活用して、まさに簡素化して、お互いに審査しやすいものをつくっていただければなと思えます。

以上です。

(岡田秀二委員長) いろいろご意見が出ましたので、きょうのものにはなりませんので、この後継続して委員会としても議論させてもらうということにしたいと思えます。

よろしいですか、この件は。

「はい」の声

(岡田秀二委員長) それでは、続いてその他ですが、内容的には2つほど伺っております。1つは、ゼミナール推進事業についての報告でございます。提案をお願いします。

(菊地森林整備課主任主査) 【資料No.4に基づき説明】

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

何かご質問、ご意見ありますか。はい、どうぞ。

(安原昌佑委員) 委託業務についてですが、県の教育事務所とありますけれども、正直余り深くは知らないのではないかと、むしろ実践面では森林組合さんとはいろんな格好でよく交流したり、あと講演会なんかもお願いしたりしていますので、森林組合さんからも聞いたほうがいいのかと思うとともに、この裏のほうにある伊手小学校の森林教室とか、こういう資料は非常に大切だし、これを行ったことについての実践報告書みたいなものを全部いただいているのかどうかということが一つ質問になりますが、ここから実践報告書が、研究発表だとつらいですので、いただければ、それを最低21校のところに送付したりして、お互いに学び合うとか、高め合うために、やっぱりあそこはこうこうこうというような状況を知っておいたほうがいいのかというふうに思いますが、その辺はどうなっているのかと。

あと深まり、広まりでいえば、その学校によってそういうふうな研究授業ではないけれども、実践したとなれば、そういうのを今度文化祭で発表する学校もあるのです。そうすると、それが今度は地域の人たちが見て、こういうことがこういうふうに学校で行われ、こういうのがあるというふうな広報的作用もあるのではないかとということと、意見と質問でした。お願いします。

(菊地森林整備課主任主査) まず、実施状況の報告につきましては、事業が終わった3月に毎年報告書をいただいております。それのほかの学校への周知については、次年度に森林学習会に募集をかけるときに前年度こういう感じで学習会やりましたよということでお知らせしているのですけれども、幾つかピックアップしてお知らせしていたので、もうちょっとボリュームを持たせて周知を図るようにしていきたいなと思います。

それから、応募については教育事務所を通してやっているのですけれども、ご意見いただきましたので、紹介方法についてはもうちょっと検討させていただきたいなと思います。

(岡田秀二委員長) はい。

(安原昌佑委員) 実践報告会は非常にいいことだと思うし、裏のように写真で示せば言葉よりすぐわかりいいということがありますが、このことについての経費がどうなっているのかというと、学校では余りこういう経費をとっていないのです。カラーコピーをやるというと小中学校ではほとんどない。中学校ぐらいの大規模校になると、教材費では買えないので、卒業記念のためにPTAの方々をお願いして買ってもらうとか、そうするにし

でも非常に高いから大規模校になりますね。ということで、そういう経費については幾らか出してくれるとか、何かはしているのだよね。

(菊地森林整備課主任主査) 私が話したのは、前年度の事業実施についての内容をA4の紙1枚にまとめたものを各教育委員会を通じて学校のほうにお知らせしているという形のもので、報告書というような形までにはちょっと行き着いておりませんでしたので、その報告書等についても今後検討させていただきたいなと思います。予算のほうもかかるとしますので、すみません、即答できなくて申しわけないのですけれども。

(安原昌佑委員) さっきお話ししましたが、高め合うとか、深め合うとか、学び合うとか、学校の先生というのは、こういうことが学習指導要領にも余り出てきてない教科外、ゆとりの時間とか使ってやるだろうから、そういうふうな資料をもって自己研修しながら生徒たちに教えるとかになるでしょうから、あればいいなと思います。

(菊地森林整備課主任主査) わかりました。ありがとうございます。

(岡田秀二委員長) そのほかいかがですか。

この地域プラン、これはどうですか、今のよう形でエッセンスを地域あるいは少なくとも振興局単位にいろんなところに配ってくださいというような、こんな対応はあるのですか。

(菊地森林整備課主任主査) 昨年度につきましては、プランを作成したということについてはご報告はしているのですけれども、実際に具体のプランについてちょっと周知ができなかった部分もございますので、今後はプランについても周知をしていきたいと思えます。

(岡田秀二委員長) それがかなり汎用性があるのであれば、この事業の中でパブリッシュして配っていくということもあり得るかなとは思いますが、次年度に向けてでしようけれどもね。

そのほかありますか。

「なし」の声

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

それではもう一つのその他でございます。現地調査、この委員会としての現地調査の件でございます。ご提案をお願いいたします。

(木戸口林業振興課主任主査) 現地調査のお知らせになります。昨年度は、第3回の評価委員会と同じ日の午後に実施しましたが、今回は10月下旬から11月上旬の間に現地調査のみ行いたいと思っております。内容的には、病害虫のほうの被害状況を見ていただきたいなと思ひまして、ナラ枯れのほうになるのですけれども、そうすると沿岸のほうを予定しておりますので、委員の皆様方には申しわけないのですけれども、結構長い時間を拘束させていただくというか、長い時間になるかと思ひます。

それで、ちょっと日程調整とかはこれからになりますけれども、皆様方にご紹介の文書なり、何かメールなりで皆様方のご都合をお伺いしたいと思ひますので、そのときにはよろしくお願ひいたします。

簡単でありますけれども、予告ということでした。よろしくお願ひします。

(岡田秀二委員長) 具体的に町村名は大体絞り込んでいるの、ちらっと教えてもらうとね。

(木戸口林業振興課主任主査) 釜石方面を。

(岡田秀二委員長) 釜石のようでございます。時期については、また皆さんの予定を聞いて、10月下旬から11月までの間には何とかということみたいですね。ありがとうございました。

それでは、その他皆さんから何かございますか。

「なし」の声

(岡田秀二委員長) もしなければ、第3回、大変厳しい議論がありましたが、以上で一応しめて、技監のほうからまたあるかと思ひます。ありがとうございました。

(及川林業振興課振興担当課長) 委員の皆様、本日はありがとうございました。

閉会に当たりまして、阿部林務担当技監から挨拶を申し上げます。

(阿部林務担当技監) 本日は貴重なお時間をいただいて審議いただいているところに、審査の不手際がございまして、大変申しわけございませんでした。

この委員会は、委員の皆様と県の信頼関係のもとでご審議をいただいているものでございます。現地の写真、必要性の確認など、改めて調書作成の手順を徹底するとともに、本日ご審議いただいた施工地については早急に確認して、委員の皆様にご報告を申し上げたいと思ひます。本当に申しわけございませんでした。

また、環境の森事業の実施箇所のフォローと申しますか、その後の取り扱いについてでございます。私個人とすればこの環境の森の整備事業をやったら、これで終わりかというふうには思っておりません。と申しますのは、申請者の方々がこれを機会に所有者の方々とつながりができるものだというふうに思っておりまして、これを機会に、当然ですが、また木が成長してきましたらば、今度は利用間伐ができるのではないのかと。確かに皆伐は20年間できない規定になってございますが、間伐はもちろん施業できるものでございますので、これをつながりとして森林組合等が所有者の方々に働きかけて、今度は利用間伐をしていただきたいなというふうな思いもございました。

ただ、その後のフォローがどういうふうになっているのかちょっと確認をしておりますので、そこは古いところでもう10年前の箇所がございます。そういったようなところがどういうふうになっているのか、ただこれを一回やったら、もう金輪際もう山の手入れは要らないのだというわけではないというふうに思っておりますので、ちょっとその点のフォローについては、私どももあとどういうふうになっているのか確認をして、また委員の皆さん方にご意見を頂戴したいというふうに思います。

あとは最後に、ナラ枯れ対策についての拡充についてご承認をいただきまして、本当にありがとうございます。本県、ご存じのとおり森林の半分が広葉樹、ナラを主体としてございます。このナラにつきましてもやはり有効な、シイタケ、木炭、原木ばかりでなく用材としても最近注目を浴びてございます。そういったことも踏まえまして、ナラをしっかり守っていききたいというふうなことから、こういった提案をさせていただきましたので、しっかりと積極的に活用して、岩手の広葉樹を全国にアピールできるようにしていきたいというふうに思っております。

最後に、県民税の事業につきましては委員の皆様方からこのように厳しいご意見、ご提言をいただいて、透明性を確保して、そして進めていくものと、あるいは持っているものということで、全国各地でもいろいろ事業実施している、同じような県民税事業を実施している県もございますが、透明性の確保の点では、岩手県が一番ではないかというふうに自負しております。今後ともこういう貴重なご意見、ご提言をいただきますようお願いして、最後の御礼のご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

(及川林業振興課振興担当課長) 次回は10月下旬に現地調査を予定してございます。詳細につきましては、追ってご連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

なお、第4回の委員会につきましては、11月中旬を予定しております。こちらも詳細は追ってご連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、平成29年度第3回いわての森林づくり県民税事業評価委員会を閉会いたします。本日は大変ありがとうございました。